

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

2016年12月、部落差別解消推進法が施行されて5年半が経過した。今日的な部落差別の存在を認め、その解決に当たっては、部落差別を許さない社会づくりが重要であるとされたが、「特別措置法」が失効以降、学校教育をはじめとする啓発・研修がおろそかになっており、もう一度取り組みを再構築していく必要がある。一方で、水平社100年を契機として「部落問題とは何か？」という関心が市民の間で少しずつ高まっている。こうした機運をとらえ、具体的な行動の指針となる自治体の「京都市人権条例」を作っていくことが重要だ。制定に向けた論議や、取り組み過程それ自体が、啓発と実践の第一歩となる。

狭山再審闘争は、1963年5月の事件発生、そして石川一雄さんの不当逮捕から59年が経過した。弁護団は万年筆（インク）と殺害方法に関する検察意見書への反論、自白についての新証拠をあわせて提出し、いよいよ再審請求の最終局面、鑑定人尋問を裁判所に請求することになっている。石川さんは今年で83才になった。体調管理にいつそう気を付けて、元気に闘いをつづけている。石川さんの思いに答えるためにも、今年こそ狭山再審闘争に勝利しよう。また、日本の司法制度改革として、再審段階での検察官の証拠開示を義務づける「再審法」改正に向け、冤罪に苦しんできた仲間と連帯して闘おう。

差別糾弾闘争は、部落解放運動の生命線である。引き続き京都市に対して「差別事象の情報開示請求」をおこなっていく。『全国部落調査』復刻版出版事件裁判は、昨年9月27日に東京地裁の判決が出たが、プライバシー権の侵害を認めただけで差別の認定はなされなかった。原告が存在しない県は除外し、また自らカミングアウトして活動している原告も除外された。控訴審での闘いを注視し、裁判闘争に勝利しよう。

自由な往来が制限され、不安と閉塞感におおわれた現在だからこそ、人間解放としての部落解放運動は求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して闘うことを確認し、ここに決議する。

2022年8月9日

2022年部落解放同盟京都市協議会定期総会